

改正後	改正前
<p>(年次休暇以外の休暇)            第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員(第六号に掲げる場合)にあっては、人事院の定める非常勤職員に限る。)に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、非常勤職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 七日の範囲内の期間</p> <p>イ 非常勤職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該非常勤職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>ロ 非常勤職員及び当該非常勤職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該非常勤職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p> <p>四 非常勤職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>五 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、非常勤職員が出勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>六 (略)</p>	<p>(年次休暇以外の休暇)            第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員(第五号に掲げる場合)にあっては、人事院の定める非常勤職員に限る。)に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 非常勤職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等(以下「災害等」という。)により出勤することが著しく困難であると認められる場合 災害等により勤務場所に赴くことが著しく困難であると認められる状態となった日(勤務中若しくは勤務が終了した後その日に当該状態となった場合(当該状態となった後その日に出勤することを要しない場合に限る。))又は勤務時間が定められていない日若しくは全日にわたり法令の規定に基づき職務に専念する義務が免除されている日に当該状態となった場合)にあっては、当該状態となった日の翌日から連続する三日の範囲内の期間</p> <p>四 地震、水害、火災その他の災害時において、非常勤職員が出勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>五 (略)</p>

2  
·  
3  
(略)

2  
·  
3  
(略)